

## 総務産業常任委員会会議録

日 時 令和元年 11 月 27 日（水曜日）14 時 00 分～15 時 54 分

場 所 議員控室

出席者 逢坂委員長、磯野副委員長、船本委員、阿部委員、工藤委員、森議長  
ワザハバ 金木議員、平山議員、小寺議員、舟見議員、村田副議長

事務局 豊島事務局長、杉野係長

逢坂委員長（開会） 14:00

大変本日はご苦労さまでございます。それでは、ただいまから総務産業常任委員会を開催させていただきます。

本日の予定でございますが、まず水道事業の運営と方向性についてを行いまして、その後休憩を挟みまして2件目の地域振興課からの内容ですが、羽幌町離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する新規条例につきまして説明をしていただきまして、その後それぞれについて質疑を行ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

早速ですが、それでは水道事業のほうから担当課よりご説明をよろしくお願いたします。

### 1 水道事業の運営と方向性について

#### 担当課説明

説明員 上下水道課 渡辺課長、吉田主任技師、越谷係長、小笠原主査

渡辺課長 14:00～14:02

それでは、水道事業の運営と方向性についてということで、現在の水道料金の状況ですとか今後の事業、収支シミュレーション、今後の取り組み等について説明させていただきます。座って説明させていただきます。

まず、①番目の令和元年10月1日現在の家庭用水道の水道使用料金の状況についてということで、既に皆さんご承知かと思えますけれども、改めて説明したいと思います。表に記載のとおり、本年10月1日の消費税率の改正後も基本料金、超過料金とも料金据え置きという形でスタートしております。料金の内訳は、基本料金の場合で本体価格2,591円に対しまして消費税額は10%分で259円、基本料金が合計2,850円というふうにな

っております。超過料金の場合は、本体価格273円、消費税額10%分で27円ということで合計300円ということになっておりまして、平成17年度の料金改定よりこれまで消費税率の改正時においても料金据え置きということで推移しております。本体価格については、平成17年度より比較しまして基本料金で124円、超過料金で13円の実質値下げとなっております。

以上でございます。次の②番目、水道事業収支シミュレーションにつきましては、担当係長より説明させていただきます。

越谷係長 14:02～14:13

それでは、今後の水道事業収支シミュレーションについてご説明いたします。お手元のA3の資料、水道事業収支シミュレーションのほうをごらんください。単位につきましては千円単位、税抜き金額で算定しております。また、平成30年度までの数字につきましては決算額で記載しておりますので、参考としてごらんいただくとして、令和元年度以降の説明をさせていただきます。

まず最初に、経常的収入ですが、給水収益として令和元年度に前年度の実績より633万6,000円増の2億1,579万6,000円を計上しております。ふえておりますが、主に前年度の途中から営業用使用料において新規事業の開始による大幅な増があったことや、工業用ですとか浴場用についても現時点で前年度を上回る見込みがあったことから、これからの収入を算定しまして計上したものです。他用途につきましては、家庭用で現時点での見込み調定額で前年度対比で約550万円の減、団体用70万円の減、船舶用15万円の減というものを見込んでおりますが、営業用と工業用のほうで主に大きな収入増があったことから、増ということで見込んでおります。

給水収益につきましては、ただいま説明しましたとおり、新規事業開始により今年度より大幅な増はありましたが、人口減等を要因とする給水人口の減は今後も続く見通しであり、また今回の消費税率改定に伴って水道使用料本体価格のほうの値下げをしたことから、令和2年度に本体価格値下げの影響による減収分として200万円、令和2年度以降給水人口の減等に伴う毎年の減収分として250万円ずつの減を設定し、令和10年度まで組み込んでおります。

その他営業収益ですが、主に下水道使用料の徴収委託料と北海道からの委託業務である羽幌川分流堰維持管理の委託料を見込んでおります。前回常任委員会で説明した金額から変更ございません。また、雑入となる営業外収益及び、建設工事に対して過去に収入しました補助金や負担金等を減価償却にあわせて収入化する長期前受金戻入についても前回委員会で説明したものと同様の金額となっております。

これらを合わせまして令和元年度の収入合計で2億3,108万6,000円と一時的に前年度に比べて増加となるものの、先ほど説明しましたとおり、人口減等による減収という

のは続いていくであろうということと、令和2年度以降新規事業等による増加というのは見込んでおりませんので、ごらんとおり、減収が続く形の収入見込みとなっております。

続きまして、経常的支出ですが、主として浄水場の取水や浄水に係る費用である原水及び浄水費として令和元年度の見込み5,690万3,000円、令和2年度以降は5,294万円で算定しております。前回からの主な変更点につきましては、先ほど説明いたしました営業用における新規事業の増等に伴い配水量の増加があったことから、それに伴って浄水場、配水池及び関係ポンプ場の使用電力が増加していることから、動力費について前回見込み額から約120万円程度増となる見込みとして増額したものです。また、動力費の増額に加え、浄水場、配水池、ポンプ場等の各設備に係る維持管理的な工事請負費として毎年300万円と見込み、新たに組み込んでおります。

次に、主として配水管や量水器等の維持管理に係る費用である配水及び給水費ですが、これについては前回から変更していない形で見込んでおります。年度ごとに金額が変動しておりますが、法律で8年ごとの交換を義務づけられている量水器の取りかえ台数が年度によって違うためとなっております。

次に、水道事業職員の人件費ですとかその他水道事務全般の管理に係る費用である総係費につきましては、人事異動等による人件費の変動分と、今年度から開始しておりますコンビニストア等での支払いに係る金融機関納付事務取扱手数料について増額しております。

次に、資本的支出で発生した工事で生じた固定資産について、それぞれの法定耐用年数に合わせて毎年度費用化をしていく減価償却費につきましてですが、後に説明します資本的支出の見込みに合わせて毎年度の費用について算定し、組み込んでおります。その他営業費用、特別損失、企業債利息については前回から変更しておりません。

これらを合わせまして令和元年度の支出として2億327万8,000円、令和2年度以降の支出はごらんとおりとなっております。差し引きである純利益につきましては、先ほど申し上げました量水器の交換台数が年度により変動することですとか減価償却費や企業債利息なども徐々に減少すること等から一定したものではありませんが、これらの変動要因を除いた経常経費については一定した支出として見込んでおります。

続きまして、更新工事や新規建設工事等の資本的支出につきまして説明いたします。最初に、企業債元金のほうですが、前回と同様、現在の起債償還が完了するまでは新たな借金をしないこととしまして、現在残っている起債額についての償還金について載せたものです。先ほど説明しました企業債利息につきましては毎年徐々に額が下がっていきませんが、元金につきましては毎年徐々に償還額が上昇していき、令和6年度には6,000万円を超える見込みであり、元利合わせますと毎年約6,900万円ずつの償還となっております。

続きまして、建設改良費ですが、前回の説明からの大きな変更点として、浄水場に設置されており、浄水場を初め各配水池、ポンプ場等の各施設における水量等の監視、制御、記録等を行う中央監視制御システムというのがございますが、これについてこれまで不具合等発生之都度、部分的な修繕を行いながら耐用年数を超えて使用してきたところがございますが、古いシステムなために純正部品については生産が終了しており、他メーカーの代替部品等についても、全体的なシステムですので、正常運転を行える互換性の担保というものがなくなってきたこと等から、数年以内の速やかな全面的更新の必要性が生じております。今年度において同システムの診断調査を行った結果、来年度、令和2年度から令和6年度の5年間で更新を行う見込みとなりまして、その費用について現時点の見込み額である税抜き価格7,935万円を組み込んでおります。

また、その他令和2年度には浄水場の受配電設備の更新工事により外部電力の取り込みについて改善されたことなどを踏まえ、災害等を原因とする停電時における断水防止のため、大型の発電機の購入費等として2,000万円を計上しております。また、これら優先して実施する更新工事ですとか購入を踏まえまして、資本的支出の平準化の観点から、前回見込んでおりました栄町配水管布設工事3,000万円につきましては予定年度を令和2年度から令和3年度に、また耐震管の布設工事及びその他工事合わせて2,500万円につきましては令和2年度以降から令和4年度以降に変更し、その後10年度まで組み込んでいるということになっております。

これらを合わせまして資本的支出の見込みは下の合計のとおりとなっており、毎年8,600万円から1億円程度の支出が続く見込みとなっております。その結果、下の現金残高ですが、現金増減につきましては令和7年度を除いて減少が続き、令和5年度には現金残高が現在の3億円程度から2億円を下回ってしまうというような見込みとなっております。

以上で水道事業収支シミュレーションの説明を終わります。

渡辺課長 14:13～14:14

それでは、③番目の今後の取り組みについてということで、私のほうから説明させていただきます。

ただいま水道事業収支シミュレーションということで中長期的な見通しについて説明しましたけれども、今後も施設整備等の更新が続く状況でありまして、現金残高の状況としましては年々減少していくことが見込まれます。今後の取り組みとしましては、まずは水道施設の状況を適切に把握するという事で水道施設台帳の整理を優先的に行うとともに、中長期的な視点に立ちまして施設の更新と資金確保のための基礎資料としましてアセットマネジメントによる施設更新計画をしっかりと立てた上で、今後の料金改定等の協議を進めていきたいというふうに考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

逢坂委員長 14:14～14:15

よろしいですか。ありがとうございました。これから質疑、答弁を進めてまいりたいと思いますが、それぞれ挙手をお願いをいたします。それでは、何かございませんか。

—主な協議内容等（質疑）— 14:15～15:40

磯野副委員長 もうちょっと詳しく教えていただきたいのですが、令和元年度で新規事業等の開始ということで給水収益が約633万円ほど増というふうに見込んでいるのですけれども、支出のほうでかなり大幅に、原水及び浄水費で688万の増、配水及び給水費で1,302万8,000円の増、総係費で561万と収益に対して支出のほうはかなり多目に元年度としては見ているのですが、この辺のところもう少し詳しく。

越谷係長 前回からの変更点としましては、原水及び浄水費につきましては、先ほど説明しましたとおり、まず動力費のほうで浄水場の電気料が、営業用の新規事業の増に伴って配水量等もふえていまして、それに伴って電気料が上がっているというような形になっておりますので、前回の計算だと1,250万円を見込んでおりましたが、そこから1,370万円ということで120万円の増を見込んでおります。また、原水及び浄水費の工事請負費のほうですが、前回のときは見込み額としては計上しておりませんでした。ゼロというような形で計上しております。ですが、先ほど申しましたとおり、浄水場を初めとする各施設の維持管理に係る工事請負というのも近年、30年度だと600万円程度、29年度だと250万円程度と徐々に老朽化に伴って維持管理のための工事費用がふえていることから、300万円程度増として見込んでおります。その他、前回説明したときの原水及び浄水費なのですが、4,800万程度だったと思うのですが、それから390万ほど増で計上しておりまして、その内訳が今の120万と300万を計上した分と、ほかの部分で数字がちよっと変動している部分がありますので、細かいところで調整して389万9,000円の変動というような形になっております。

令和元年度の決算見込みについてですけれども、前回出したときには元

年度というのは、30年の1月なのであくまで見込みというような形だったと思うのですけれども、元年度の部分については……

磯野副委員長 私の聞きたいのは、30年度から見て令和元年度の見込みについて、原水及び浄水費がなぜ688万もふえるのか、その原因、要因、それから配水及び給水費がなぜ1,300万ふえるのか、その要因、それから総係費が561万ふえる、その要因を聞きたい。

越谷係長 令和元年度の原水及び浄水費の600万円ふえた要因としましては、まず動力費のほうの見込みが115万円ほどふえている。あと、委託料のほうで、浄水場の管理の委託料のほうが増上したことですとか、今回先ほど出た中央監視システムについて調査の委託というものをしましたので、その分が一時的にというか、その年度のみ加算されていることですとか、そういうものが原因となってふえているというような状況です。配水及び給水費につきましては、前回3,897万1,000円に対しまして3,772万5,000円……

磯野副委員長 30年に比べて1,300万ふえているのはなぜかということ。

越谷係長 量水器の取りかえ工事が毎年度台数が違いまして、その関係で数字が変動しているのが主な原因となっております。  
総係費につきましては、人事異動がございまして、その分の人件費の加算がされたと。補正でもありましたけれども、そういうような形のもものが主になっております。  
あと、今年度から納付書のコンビニ払いというものを始めまして、それに係る事務取扱手数料、あと納付書の形態を変えて、納付書の印刷を新たに行いましたので、そこの部分で費用がふえていたりとか、そういうものが要因となっております。

磯野副委員長 配水及び給水費に係る元年度支出が1,300万ほどプラスになっている理由として量水器の取りかえということなのですからけれども、毎年取りかえるということなのですか、それとも毎年このぐらいの金はかかっていると。

越谷係長 量水器の交換につきましては、先ほど説明いたしました8年ごとに交換しなければならないということが法的に義務づけられておまして、ずっと8年ごとに交換しているのですが、年度ごとに交換台数が違いますので、ふえるときもあれば減るときもあるというような、それが8年のサイクルでずっと続いていくというような形になっております。

磯野副委員長 平成30年度と令和元年度で見ると配水及び給水費が約1,300万ふえているのです。その理由が8年ごとの量水器の取りかえとおっしゃったのですけれども、令和2年もふえているのです。量水器を取りかえるからこれだけ下がったのだという説明に聞こえるのですけれども、それだとずっとふえていくということはありませんよね。

越谷係長 量水器につきましては8年サイクルなので、元年度からずっと見ていくと7年度には下がっていると思います。その時々によって個数が違うので。

逢坂委員長 配水及び給水費が1,300万ふえたのは全部量水器の取りかえにかかる金額ということなのですか。

越谷係長 主な変動理由としましては量水器交換のものですが、そのほか令和元年度は漏水調査のほうも実施しておりますので、そちらのほうで150万円ですか、上がっているという部分もございます。

磯野副委員長 もうちょっと具体的に1,300万も何にかかるのか主なものを教えてください。

越谷係長 わかりました。配水及び給水費の内訳上、まず消耗品費のほうで本年度新たに非常用を使う給水袋ということで250万円程度計上しております。委託料ですが、漏水調査の委託料ということで約150万円程度の計上となっております。

逢坂委員長 暫時休憩します。

(休憩 14:27～14:31)

逢坂委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

越谷係長 済みません。手間取りまして。配水及び給水費で1,300万円ほど上がった理由としましては、まず消耗品費のほうで非常用の給水袋というものを購入しまして、災害時に使うものでございますが、この購入を主な原因としまして備用品費のほうで286万7,000円増額となっております。続きまして、漏水調査委託料、今回漏水調査のほうを実施しまして、前年度行っておりませんので、その分の差額等で委託料で199万3,000円。あと、配水管等の修繕に係る修繕料ですが、こちらのほうも前年度実績より132万1,000円ほど多く見込んでおります。そのほかに量水器の交換、30年度に比べまして台数がふえましたので、649万円ほど増で計上しております。合わせまして約1,300万程度増となっているというよう形となっております。

磯野副委員長 今の平成30年度から令和元年度で1,300万の説明はわかりました。もう一つ、令和2年になるとまた400万ふえるのです。配水及び給水費が。これは何ですか。令和元年から令和2年を差し引きすると400万。

越谷係長 まず、要因としましては、先ほど申しました量水器の交換台数が変わることによって工事請負費のほうで約700万ぐらいふえます。逆に備用品費のほうは、先ほど申しました非常用給水袋の購入というのは今年度限りのものでございますので、その分で250万ほど減っていくというような差し引きがありまして、そのような増減が出るというような形になっております。

磯野副委員長 先ほど収入のほうでお話があったのですが、新規事業の開始によって633万ほどふえるということなのですが、収益がふえるよりもはるかに多く支出がふえて、このままでいくと幾ら新規があってもどんどん、どんどん赤字がふえていくという考え方なのですか。支出のほうが多くなるという見通し。



渡辺課長 シミュレーションの中でも説明しましたがけれども、資本的支出のほうで大きいのが、平成13年度から15年度に整備した浄水場の拡張工事の部分で、機械設備ですとかは耐用年数が過ぎていきますので、その辺の整備に8,000万ほどかかるということで、その更新工事を令和2年度から令和5年度に盛り込んでいることによって支出のほうが増らんでいるというのが主な要因ではないかと思います。

逢坂委員長 ほかにございませんか。

阿部委員 収入のほうでいくと、給水人口が減ってくるということで収入が減ってくるということなのですが、支出のほうのシミュレーションでいくと、給水人口が減っていくわけだから、それに係る分も減らしてというような形で、今後想定されている人口に合わせてシミュレーションをたてたのかどうなのか、その辺。世帯が減ってくれば量水器だとかそういった台数が、というのは入っているのかどうなのか、その辺お願いします。

渡辺課長 世帯の減少ということで、その影響も見ているのかということなのですが、収入のほうでは人口減少に伴う給水収益の減少という部分は見込んでいるのですが、支出のほうで減少という部分は多くは見込んでいない。

阿部委員 その部分に係る経費というか、費用の部分も見込んでおかないと、どんどん、どんどん収入が減っていくようなこういうシミュレーションをつくって、係る費用、支出の部分ではずっと同じラインをたどるというのだったら、シミュレーション上でいけばどんどん、どんどんマイナスになっていくという感じを出されてしまうと厳しいのかなというふうにもなるので、できれば支出の部分でもどんどん世帯数が減っていくとなってくれば係る経費も変わってくるのかなと思いますけれども、その辺は。

渡辺課長 今委員ご指摘のとおり、支出の部分で人口減少だとか世帯減少の部分

次回以降シミュレーションのほうに反映させていきたいと思います。

阿部委員      あと、当初予算の中で説明されていた、委員会ではないのですが、水道事業運営審議会の議事録を見ていまして、当初の令和元年度の予算でいくと、収入の部分でいくと2億3,598万2,000円を見込んでいる。令和元年度。支出が2億3,281万2,000円で、利益としては317万円というふうな予算を説明しているのですが、このシミュレーションでいくと純利益が多くなる、その要因というか、どのようにして予算のときと出てきたシミュレーションが大きく離れているのか、その辺。

渡辺課長      収入のほうでふえた分……

阿部委員      トータルでいくと水道事業審議会のほうには令和元年度は317万しか純利益はないですよと説明しているのに、いざシミュレーションで出てきたやつは2,780万ですか、317万しか残らないよとなってしまうと、それを見せられたほうは経営上厳しいのだとなっていて、水道料金も値上げしなければねという話になるのでしょうかけれども、決算とかそういうふうになっていけば出ていくわけです。しっかり2,000万以上は残っているわけだから、どうして当初の予算とずれてきてしまっているのか。説明したのがずれているのか。

逢坂委員長      暫時休憩します。

(休憩 14:39～14:41)

逢坂委員長      休憩前に引き続き会議を再開します。

渡辺課長      まず、収入の見込みが甘かったといいますか、シミュレーションで説明しましたけれども、新規の大型事業進出の水道使用料の部分で見込みが甘かったというか、想定以上の使用料増があったということで、収入の部分の見込みが甘かったという、それが大きな要因であります。

阿部委員      収入の部分の見込みが甘かったとおっしゃっていましたが、支出

の部分も運営していく中では抑えるものは抑えていかなければならないわけですね。となったときに、先ほど原水及び浄水費のほうで委託料の値上がりがあって、委託先も1社しかないものなのか、同じようなところがあるなら、企業会計でしたら一般企業、民間企業のような感じでもっともっと競争させてもいいのかなとも思いますけれども、そういった考えというのはないのかなのか。本当に1社しかないのかなのか。

吉田主任技師 1社ではなく数社あります。うちのほうはたまたま下水道と両方で経費を案分かける関係で、たくさんにして経費を安くというような感じでやっているのですが、今は1社になっております。あと条件をつけているのは、水道技術管理者というのを法的に1人置かないとだめなのですけれども、役場にも1人いるのですけれども、それに準ずるか、それを持っている人を常駐でつけることということで、それで1社になっているような感じになっています。

阿部委員 ほかに交渉したりはせずに、そこにしようというような考えでいるのかなのか。

吉田主任技師 そこ1社というわけではなくて、歩掛かりが全国的に決まっていますので、そのやつを使って入札参加資格を募ってやるということも可能です。

逢坂委員長 ほかにございませんか。

磯野副委員長 1点。以前町長の答弁で値上げする理由として今後コンピュータの入れかえ等で1億ぐらいかかるという話があったと思うのですけれども、これはご存じですか。

渡辺課長 シミュレーションの説明でありましたとおり、資金的支出の中で令和2年度から令和6年度、この5年間で更新を行うということで約8,000万ほどシミュレーションの中には盛り込んであります。税抜きで。資金的支出の建設改良費の部分です。令和2年度から令和6年度までです。

磯野副委員長 それに関しては起債だとかということなのではないでしょうか。起債で支払うの

か、それとも全く現ナマなのか。

渡辺課長 今回説明しましたシミュレーションは起債を借りないというシミュレーションになっていまして、あくまでも今持っている資金の中でやりくりするという事で考えております。

磯野副委員長 借りないという理由は何かあるのですか。

渡辺課長 現在の状況ですけれども、ある程度の留保資金を持っているということと、今の経営状況であれば大丈夫でないかという判断で、とりあえず起債は利用しない考えでシミュレーションは。

磯野副委員長 財政的に大変厳しいというのは常々言っているのですけれども、であればなおのこと起債を利用して、交付税の補填もあってというほうが絶対町としてはベターでないかなと思うのですけれども、わざわざ一気に5年で支払いをしてしまうということはというふうに思うのですけれども。どうでしょうかという話。起債を使ったほうがいいのではないですかという話。

渡辺課長 今回のシミュレーションでは起債の利用は予定していないのですけれども、先ほど今後の取り組みという中で説明しましたがけれども、今後の施設の更新計画をしっかりと立てて、なおかつ財政見通しも立てながら、経営状況にもよりますけれども、起債の利用も必要ではないかという部分についてはその時点で慎重に判断していきたいというふうに考えております。現時点のシミュレーションは、起債を利用しないで何とか運営できるのでないかという部分で考えてのシミュレーションになっています。

磯野副委員長 起債を全く使えないのだというのならわかるのですけれども、今の課長の説明だと、その時点で考えてということは、起債は使える。けれども、今の時点で収支を見ると起債を使わなくても払っていける。けれども、赤字になるから値上げしなければならない。起債を使って交付税の補填とかを受けたほうが町の財政としてははるかにベターでないかと思うのですけれども。

渡辺課長　　まず、水道事業の起債ですけれども、交付税の補填はない形になっています。シミュレーションで説明しましたがけれども、元利償還が終わるのは令和16年度まで起債の償還が続く状況でありますので、私どもとしてはなるべく起債は利用しないで、資金で何とかやりくりできるのであればやっていきたいという考えであります。

阿部委員　　資金の中でやりくりをしていきたいということでしたけれども、令和10年度で現金残高が1億1,526万。その資金が例えば令和20年度ゼロになったときには一般会計からの繰り入れとか、どういうことまで考えているのか。あるから現金で払っていけばいいということではなくて、ある程度残すのを想定して、借り入れするときは借り入れしてというのがいいのかなと僕は思うのですけれども、その辺の考えというのはいかがでしょうか。

渡辺課長　　委員おっしゃるとおり、確かにシミュレーションでいけば令和10年度で現金が1億ちょっと。私ども水道事業を運営する中で、1つの考えとして資金は2億程度は確保したいという考えが昔からありまして、2億というのは、給水収益が年間2億ちょっとで、最低その分は確保していきたいというふうな考えを持っております。2億という根拠は特にはないのですけれども、突発的な修繕ですとか災害の場合に対応できるだけの資金はある程度持つておかないと、事業の年度途中で資金ショートしても困りますし、そういう部分で最低2億は持つていたいということが基本的にあります。

そういう部分でいいますと、シミュレーション的には令和5年度ぐらいから2億がキープできなくなる状況にありますので、先ほど来繰り返しの説明になりますけれども、2億を切る状況が見えますので、その部分についてはもっとしっかりとした施設の更新計画をつくりまして、料金改定も含めてこれからの財政見通しについて継続的に議会とも協議していきたいというふうに考えておりますので、ご理解願えればと思います。

阿部委員　　現金2億を維持するための施設更新計画、更新するのを後回しにするだけだったらまたどこかで来てしまいますから、収入が減ってきたら支出

をどこかでそれに合わせて減らしていかないとということも今後ぜひ考えていきながらやっていっていただきたいなと思っております。

逢坂委員長      ほかにございませんか。

船本委員      さっきから聞いていると、まず留保資金。委員会か決算か何かのときに留保資金というのはどの程度必要なのか、羽幌町の規模で留保資金といったらどのくらい持っていたほうがいいのかと聞いたときに、3億と言ってみたり、その後2億と言ってみたり、その後には前の課長がこうやって言ったからと根拠も何もない。例えば施設の更新計画、量水器の問題もさっき出していたのだけれども、本来はこれをきちっと出して、量水器の場合、世帯が3,500なら3,500、島を外すから2,500ぐらいあるのかな。2,000から2,500として、それを8年間でやるとなれば、新規にやるとなれば、割り返せば年間何世帯やらなければならないのか。だけれども、今までたまってきているやつがあるから、1年に割り返したやつにプラスアルファ何ぼあって、平均何ぼでやっているのかなど。普通であれば多いだとか少ないだとかというのは余り出てこないのではないかなと思う。きちっと8年、8年でやっているかといったら前はそうではなかったから。それ以上は言わないけれども、今はきちっとやっているのであれば、8年でうちの世帯の計画を立てれば年間何戸やらなければならないかというのは予想が出るでしょう。シミュレーションに上げるのならそういうあれでもって上げていますというのならわかるけれども、年によって個数が違うのだったら、業者ができなくてやれないのか、それなりの理由はあると思う。施設の更新計画が出てこないから、さっきからそういうような問題、量水器から何から出てきた。それから、さっき阿部委員が言っていたように、浄水場の委託についても随契、随契ではまずいと思う。我々以上に皆さんは行政のプロですからわかっているはずだけれども、随契、随契はどこかにひっかかると思う。地元でもこれだけの業者がいるのだから、ある程度のものは地元で何ぼでもできる。これは前々から私言っている話ですよ。委員会で。水道料金の徴収から事務の方も全部委託するというのならいいけれども、一番おいしいところを旅の業者に渡してしまっている。そして、その業者が資材でも何でも全部入れているでしょう。塩素でも何でも。違いま

すか。そこら辺教えてください。

吉田主任技師 資材に関してはうちのほうで入れています。例えば薬品関係は、業者のほうでは何ほ欲しいですというのは言ってきますけれども、それを発注するのはうちのほうで別の業者のほうに何立米持ってきてくださいとか、そういう発注はうちのほうでやっています。支払いもうちのほうでやっています。

船本委員 それは表面上の話であって、実際にこの業者というのは自分のところで塩素でも何でも薬品を置いているのだから。そうでしょう。置いていて、自分のところで委託を受けているのだから、今回塩素これだけ使いたい、何の薬品これだけ使いたいとなったら町に言わなければならない。そこからも結構入れているのではないですか。入れていませんか、全然。一切入れていないのですか。今の委託業者から。

吉田主任技師 水道に関しては一切入れていません。

船本委員 その業者から買っていないということか。

吉田主任技師 委託業者からは買っていません。

逢坂委員長 済みません。必ず議事は委員長を通して進めますので、よろしく願いします。

船本委員 質問を変えますけれども、量水器、8年のサイクルでやっている。古いやつがないのであれば、8年、8年で全部計画を立てて取りかえているということですか。

吉田主任技師 そのとおり、8年以前にやっています。8年を超えてしまうとまずいので、8年一月とか8年びったんこの月かその前の月、7年9カ月とかでやっています。一月でも超えると計量機センターのほうから指導が来るので、お金をもらうやつに関してはその都度変えています。

船本委員 わかりました。8年前に変えているということですのでいいですね。年度によって変わるというのはどういうあれなのですか。個数が変わるというのは。

吉田主任技師 もともと新築の家が建てば、それで8年ごとになりますよね。それと、1年ごとによって変わってきますよね。新築件数も。例えて言うならば。公営住宅が何十件も建った年と何戸かしか建たなかった年と、それで個数は変わってきます。それと、昔と言ったらおかしいけれども、僕が担当する前に、お金がなかったのかなんか知らないけれども、検満切れのやつがたくさんあった時期があったのです。指導を受けて、なるべく早く早くというので500個やったり600個やったりして、そのうちに200個しかない年度ができてというような感じだったのです。指導を受けて。それで今まばらが出てきているわけです。

船本委員 わかりました。  
それで、今留保資金の関係が出ていたのだけれども、留保資金の取り扱い、保管方法はどのようにしているのですか。

渡辺課長 金融機関で保管しております。

船本委員 金融機関は当たり前のことなのです。役場に置いているわけでない。自分で持っているわけでない。金融機関しかないのだけれども、金融機関には定期だとか当座だとかいろんな方法がありますよね。

越谷係長 留保資金なのですけれども、基本的にうちのほうは通帳1本で管理してまして、その中の決算的整理として留保資金というのが幾らあるよとか積立金が幾らあるよというふうな形での管理になっております。なので、1本の通帳です。定期にするとかそういうような形での管理はしておりません。

船本委員 私が質問しているのは、普通預金か、定期だとか当座だとか、預金方法を質問しているのです。



越谷係長 普通預金です。

船本委員 普通預金にしているのですか。

越谷係長 はい。

船本委員 羽幌町の財政もそうなのですか。羽幌町も同じですか。

越谷係長 財政はあれですけども、留保資金という考え方から恐らく一般会計とか……、済みません。わかりません。

船本委員 留保資金という言葉に随分こだわっているけれども、正式な名称なのかどうかわからないけれども、それだったらここに年度末の残高というよりも留保資金なら留保資金という表現をしたほうがいいのではないですか。留保資金という言葉を超り今まで出さなかったから。水道課のほうで。そういう表現はしなかった。今は留保資金という言葉がぼんぼん出てくるから、それであればわかりやすい表現をしたらどうなのか。それからついでに、先ほど磯野委員からも質問されたのだけれども、経常的支出の原水及び浄水費の30年と元年との600万なら600万。それぞれ同じなのだ。配水も。ただ数字だけで主なものを言われてもわからないので、これだけの金額の差があるのだから。200万、300万の差でないからね。合計でいけば。だから、更新計画というか、そういう計画をきちっと出してもらって説明していかなかったら、我々素人はただ大きいやつをぼんぼんと言われてもわからないのだよね、と思います。それと、先ほど水道管理者の法的な資格がある者、これは民間の資格ではないですか。私はそう理解しています。違えば違いと教えてください。今わからなければ後にします。

逢坂委員長 暫時休憩します。

(休憩 15:03～15:13)

逢坂委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

渡辺課長            それでは、船本委員より質問ありました浄水場の運転管理業務の関係で違う方法も考えたほうがいいのではないかとということですがけれども……

逢坂委員長        暫時休憩します。

(休憩 15:13～15:14)

逢坂委員長        休憩前に引き続き会議を開きます。

船本委員            まず、委託の関係なのですが、浄水場を現在委託しています。あれについて、2年か3年に1回の契約だと思えるのですがけれども、それについてずっと何回か随契、随契でやってきていると思えるのです。随契か一般競争入札かというのは、地方自治法に基づいて地方自治体は執行していると思えるのです。それで、いつまでも随契、随契でいいのかどうかという質問です。まずそれ。1つずつ言うから。

渡辺課長            今ご質問ありました運転管理業務の委託の案件ですがけれども、今年度から3年間ということで令和3年度まで今年の4月に契約は終わっております。今回の契約は随意契約ということで、地方公営企業法施行令の法令を根拠に随意契約しております。今後は3年後になるわけですがけれども、そのとき随契になるか一般競争入札かという部分については、委員から今ご指摘がありましたので、その部分については今後検討してまいりたいと思います。

船本委員            今まで何回か更新してきていますよね。随契で。後でもいいですからその根拠。行政側のほうは、一般会計のほうだったら地方自治法施行令に基づいて、こういうものは随契できるよ、こういうものはあれだよ、それに基づいて羽幌町の会計規則で、同じものなのだけれども、またつくって、金額何ぼ以下だったら随契できるよだとかという書き方をやっているのだけれども、課長は違う専門の何かがあると言うのだけれども、どちらが上位か僕はわからないけれども、後で見せてもらうことにして、検討していないのだったら今後、3年までだったらそれまでにひとつ検

討してあれしてください。そして、その前に委員会があったときに教えてください。

逢坂委員長 ほかにいいですか。先ほど聞いた管理者のやつはどうですか。資格の問題。

船本委員 もう一回質問します。水道管理者の資格を持っている。これは民間の資格だというように私は聞いているのですが、さっき法的なというような言い方をしていますので、国家資格なのかどうなのか、そこら辺教えてください。

吉田主任技師 日本水道協会です。それを受けないときには水道事業者の任命によって、法律に基づいて大学卒業後何年、高校卒業後何年、その実務を経験した者というので任命されてなるものです。

船本委員 後のほうの答えがわからないのだけれども、水道事業者、羽幌町長がそういう資格を与えられるということなのですか。

吉田主任技師 今言ったように、水道事業者がその資格を満たした人を任命してできる資格でもあります。それは法律で、土木工学の衛生工学をとって何年間、普通の土木工学は何年間、薬学部は何年間、専門学校は何年間、高等学校は何年間、中学は何年間と事細かく決まっています。

船本委員 細くは後から聞きに行きますので、教えてください。その資格というのは、日本水道協会、民間でも出すよ、水道事業者も出すよ、この2カ所でその資格を出せるということでもいいのですね。

吉田主任技師 そのとおりです。

船本委員 さっきの留保資金の関係について、打ち合わせはしないでそれぞれ、昔はよく町のほうとも協議しながら、こういう方法がいいのでないかと。昔は町なんか資金運営がゆるくなかったから、余った金があれば全部定期なら定期に積んで、それを担保にして一時借り入れしたというよう

なやり方もやっていたから、私も水道にいるときは財政のほうとも随分協議しながらやっていたものだから、今はどういう扱いしているのかなと思って聞いたのです。金のことだから。

越谷係長

まず、留保資金という呼び方なのですけれども、これについてはわかりにくい部分ではあるのですけれども、正確には損益勘定留保資金といひまして、支出で先ほどシミュレーションで出ました長期前受金戻入、減価償却費など、過去に支出してしまつて、公営企業会計法上というか、経理システム上、100万のものをその年に買ったとしたら100万の支出がその年にあつたよというのではなくて、耐用年数が10年だったらその年から10年間かけて10万円ずつ払つたよということにするというようなものになっているわけです。長期前受金なんかも、その年にもらつた補助金というの、固定資産の耐用年数がありますので、毎年、100万もらつて10年だったら10万円ずつもらつているよというような形で収支の中に組み込みなさいというような形になっているわけです。

なので、ここにある経常的収入、支出の中の長期前受金戻入だとか減価償却費というのは、実際にはお金の動きというのはないお金なわけです。補助金のほうは実際には入っていない、減価償却費のほうも実際には払っていないので、その差し引きだつたりとかちよつと面倒くさい計算はあるのですけれども、支出上は出るのだけれども、現金の動きがない支出というものになっていて、資本的支出の財源として使つていいよと言われているのが損益勘定留保資金というものなのです。純利益が何千万とありますけれども、現金は減価償却費で払つたよとしてお金、ついたものが現金の動きとかというような形にはなっています。要するに実際の現金の支出を伴わない支出で残るお金とかというのは資本的支出に宛がつていいよという、それが損益勘定留保資金という呼び方というような感じで考えてもらえるといいのかなと思います。

それとは別に現金、預金そのものの管理の仕方ということになると、先ほど申しましたとおり普通預金での管理というような形になっておりますので、定期で組むとかそういうようなものについては現在検討しておりませんが、検討したいなと思っています。

船本委員

すばらしい答弁だと思うのだけれども、そういう説明するのなら決算書

を見ながら説明してもらわなかったら、これだけでべらべら、べらべらしゃべられても僕らもよくわかりません。さっきから私が言っているのは、現金残高というのがあるでしょう。現金残高が今までは3億あったと。うちの規模からいって2億程度は必要なのだよと。その部分を聞きたかったのだけれども、減価償却の話からいろんな話からだったら、決算書でもって何ページと何ページ、これとこれを足したものが留保資金ですよという説明してもらわなかったら、そういう説明だけでわかったのかな。私は余りよく理解できなかつた。今度、決算のときに質問します。

渡辺課長 今船本委員からありましたように、資金として2億という根拠というのは余りないのですけれども、今後は、先ほども言いましたとおり、施設の整備計画、しっかりしたもの、説明の根拠になるようなものをつくって、これだけ資金が必要なのだという部分が説明できるようなものを準備して今後協議していきたいと思っておりますので、ご理解をお願いします。

船本委員 2億、3億という根拠はないのだと。私もそうだったのです。けれども、理由づけとしてはさっき課長が言ったように、収入、年間2億程度を1つの根拠というか、そういうあれでもって2億ということで、それはそれで私はいいと思うのです。ただ、事業をこれからやるにしても今回やるにしても、金があるから現金でやってしまう。有利な起債だとかは、町のほうと違ってそういうものがない、交付税の補填というのがないのだというお話もされました。それはよく理解しているのだけれども、有利な利息であるのであれば、そういうのも十分に検討してやっていたら、金があるからといって1億でも1億5,000万でもどんどん使ってしまったら2億や3億、2億といたら1億5,000万使ったら5,000万しか残らないでしょう。そういうことも十分検討して、何かあったときは現金がなかったら困るわけだから。あるからといってどんどん使ってしまったらどうなのか、それがいいのか悪いのか、そこら辺もしっかりと検討して、今度の委員会の際にでも教えてください。以上です。

渡辺課長 委員ご指摘のとおり、これからも水道事業の部分、継続して協議してま

いりたいと思っていますので、計画をしっかりと立てた上で、起債の利用なんかも随時ご相談しながらやっていきたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

逢坂委員長 ほかにございませんか。

森 議長 大分時間が経過していますのでなるべく細かいことは避けたいとは思いますが、まず人口減による収入減というのは避けられないと思います。先ほどいろんな議論がありましたけれども、それに合わせて支出のほうをいかに抑えていくかということも考えていかなければならないと思います。その上で、先ほど阿部委員のほうからあった、シミュレーションの問題ではあるのですが、世帯数の議論とか、そういうものを押さえていくのは当然のことだと思います。ただ、通常、これは企業会計ですから企業に当てはめていく場合、まず人件費、前回の2月の資料では法定福利費合わせて1,850万、今年からふえたという話でした。町のほうで水道課をつくり、専任の人間をふやしていくことによって人件費は上がるわけです。過去は建設水道課みたいな形で課長の給料は案分していたものが全部こちらに回ってきて、町全体のほうの支出としては変わらないのかもしれないけれども、水道費の中での人件費割合というのが上がってくるということも、今はそんな大きな金額になっているとは思いませんけれども、今後ある面ではそういうことも考えていかなければいけないと思いますし、今年から契約して委託料がアップしましたというところも、相当のやりとりがあってアップしたのかもしれないけれども、先ほど言ったように、需要が減っていつているのに委託料が上がっていくというのは、いろんな理由があるのかもしれないですけども、本質的にはおかしい話であって、そこを下げる努力をするためには随契でいいのか、あるいは、こういう世界というのは業者が限られて、やったからといって必ずしもとんと下がるとは言えませんけれども、そういう努力は絶対すべきで、人口1万人、8,000人でもいいのですけれども、5,000人のときに委託料が前よりかかっているよというような業者だったら、おかしいのではないかというふうに見えるのが当たり前ですから、今後3年間という中でその辺は真剣に考えてもらいたいと思います。

具体的な質問としては、先ほどまでの説明と、前回は私出ていないのですけれども、以前の水道課の説明の中で疑問に思っていたことが何点かありまして、先ほど年度末残高がどのぐらい必要なかわからないという話だったのですけれども、課長の意見というよりは町長の意見と言ったような気がしますけれども、災害等があったときに困るので何億かは絶対持っていなければいけないと。だから水道料を上げなければいけないという1つの根拠という話もかつてありました。ただ、災害が起きたときには違う形の資金手当てというのが幾らでも国からの補助も出ながらあるわけで、また大きな部分では備荒資金もありますし、いろんなことがあるので、災害を前提とした資金運営というのは別の世界だというふうに考えなければいけないと思っています。ただ、1億でいいのかというと、大災害でなくてもいろんなことが起きる部分があるわけで、それからすると少ないのかなという気がします。

その上で、平成30年度にいきなり現金増減が9,000万以上減ったときの議論として、借金はするものではないから、現金で払えと言われたから払ったという趣旨の、簡単に言うとそういう説明がありました。僕らが昔から水道料値上げとか議論したときに、1つの管を入れるにしても、何十年間もつものであれば、そのとき住んでいる人間が平均的に負担すべきもので、特定の年の人間が全部持つものではないと、そういう趣旨のこともあって、公営企業債の中の水道関係というのは5年据え置き30年払いなのだと。35年間で払っていく。しかも今では金利はほぼゼロですよ。0.00何ぼという中で、今の人間で全部払っていくという考え方自体が本来間違っているのかなと。借りれるものは借りて、35年かけてみんなで負担しながらやっていく。お金がないから今回事実上値上げしようとなりましたよね。町側は。消費税分値上げということで、条例が否決されて結果的には上がらなかったのだけれども、その部分でちゃんとシミュレーションをさっきの経費でやっていけば、金木議員なんかの質問では全国でもトップクラスだというような負担を強いているわけですから、それを幾らかでも下げるような努力をするためには公営事業債の借入れも含めてやっていくことによって資金繰りをスムーズに回してやっていくということは念頭に置かなければならないので、かかった金を現金で全部払うということは恐らくここ数年以前はやったことがないと思うのです。急にこういうことをやり出しているような気がするの

です。違いますか。まず、そこだけはっきり一回確認したいと思うのですけれども。

4月から来たところということですし、私も昔からずっと見ているわけではないですけれども、答弁は保留にしますけれども、もともと企業債の元金だとか、経常的支出の中で企業債利息だとかという部分では、年間どのぐらいの工事があるということを計算して基本的に加味する。昔はさっき言ったようにいろんなものがおくれおくれでいったから、水道料もぼんと値上げして、一遍にやって借金もたくさんしなければならなかったのを、歴代の水道課の努力で平均して管を交換するようにやって、メーターだけはうまくいっていないようですけれども、多少でこぼこがあるようすけれども、そんな急激にならないようにやりながら、借金もうまく利用して、基金もそんなに減らないような形で平成28年ぐらいまではやっていたと思うのです。具体的なことは当面結構ですけれども、35年払いの5年据え置きで30年で金利ゼロということであれば、今ここで出しているシミュレーションはがらっと変わってくるのです。年間に出ていくお金がぐんと減りますから。現金でぼんぼん、ぼんぼん払っていると毎年計上ですから、後払いだといえれば後払いだけれども、35年に分けて割るということになると、この収支は全然変わったものになると思います。その辺も含めて借金しない理由はないと思うのですけれども、もう一度どうしても現金でやらなければならない理由、先ほど誰かも聞きましたけれども、私のほうからも聞きたいと思いますので、よろしくお願いします。

渡辺課長 森議長おっしゃるように、平成30年度でいえば資本的支出の建設改良費が1億3,000万弱あるわけで、極端にこの年度だけ現金が減った形になっています。私どもとしましても極端に年度で支出が偏るようなことがないように、先ほども言いましたとおり、施設の整備計画をしっかりと立てまして、各年度資本的支出のほうを平準化されるように更新計画を立てながら、起債の利用についても、そのときの経営状況にもよると思いますけれども、なるべく財政見通しを立てながら、起債の利用も視野に入れながら、ご相談しながらやっていきたいと思っております。

森議長 繰り返しの発言で申しわけないのですが、今回の消費税分の値上げの理



由として、基金が減ってなくなるので上げなければいけないのだという理由があったので、35年の公営企業債を潤沢に利用していくと基金はそんなに減らないわけです。だからその値上げの理由はなくなるということもあって、こだわった言い方になっているということだけご理解してください。

それから、補助の関係なんかも、羽幌町は先ほども言ったように全国でもトップクラスだということでもありますけれども、給水に対して非常にお金がかかるというところなんかで結果として水道料が非常に高いというところに関しては、半分ぐらいの上限の中で、国のほうから地方交付税措置も含めた、場合によってはプラスアルファがついて、特交も含めた補助制度というのがあるというふうに理解しております。その上で、羽幌町もそういうことになっているのかどうかというのは財務課でないからわかりづらいかもしれませんが、違うような気がして、給水とかそういうのはとてつもなく費用がかかっているという認識はなかったのですけれども、その辺についてはどうでしょうか。他地域と比べて。

渡辺課長 申しわけありません。補助の部分については勉強不足なところがありまして承知していない部分がありますので、今後その辺調査研究しまして今後役に立っていきたいと思っていますので。済みません。

森 議長 総務省のほうで高料金対策に対する経費ということで措置がありますので、自動的になるのか、一定の経費がかかっているのだからこっちがそういう要求をしなければいけないのかというのは、黙っていたって向こうは数字に出てくるわけではないので当てはまらないような気がするのですけれども、羽幌が全国でもトップクラスだというのはいろんな経費がトップクラスだということで、これに当てはまるようなものがあれば補助制度がありますから、それも一度確かめてください。そこまでしていないのに料金だけが高いということになると、先ほど言ったように、いろんな経費がよそより非常に高くなっているから水道料が高い、もうけ過ぎだということは今これはなくなってきたと思いますので、その辺の確認をしていただきたいと思います。

最後にもう一点だけ、10年後のシミュレーションの中で、直接的な簡便の言葉として適切かどうかわかりませんが、IOTとかICTと

いって世の中が非常に変わってきます。我々の業界なんかも既にそっちのほうにというのがあるのですが、水道スマートメーターが出てきていると思うのです。電気なんかはそれにどんどん切りかえてきています。そのことによってメーター検針が要らなくなります。それから、漏水の関係なんかも全部メーターのほうでチェックできるような、これが今具体的な総務省の中の推進の中に入っているのです。漏水管理も減る。メーター検針も要らない。ただし、1個当たりの単価がどうなるのだとか集中管理装置がどうなるのだという新たな経費がかかる可能性もありますけれども、既に動いているようですので、今日の説明では将来の負担の中でその辺は今までの量水器の交換ということで10年後も考えているみたいですから、この機会にその辺も含めて検討してもらえればなと思うのですけれども、その辺についてはどうでしょう。

渡辺課長 今、森議長からありました部分、情報収集しまして今後検討していきたいと思います。

森議長 今日は私も含めていろいろ細かいことを聞いて大変難しい議論になったかなと思いますけれども、いずれにしても今回の議決、私としては参加しておりませんが、見た中では、何とかやっぱり、北海道で1番だとか全道でもトップクラスだという町民の負担を現状のまま維持しないように努力していきたいという議員全体のあらわれでないかなと思いますので、担当課としては、冒頭に言ったことの繰り返しになりますが、収入は減りますけれども、経費のほうはそのままではなくて少しでも下げられるような努力を今後ともお願いしたいと思います。答弁は結構です。

逢坂委員長 それでは、ほかにございませんか。(なし。の声) なければ、これで水道課について終了いたします。大変ご苦労さまでございました。ここで暫時休憩します。

(休憩 15:40～15:44)

逢坂委員長 15:44～15:45

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、羽幌町離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する条例の概要についてこれから説明を受けたいと思います。

## 2 羽幌町離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する条例について

担当課説明

説明員 地域振興課 清水課長、佐々木係長、石垣主事

清水課長 15:45～15:46

お疲れのところ申しわけございません。本日は急遽説明させていただく機会をくださいまして、ありがとうございます。12月定例会におきまして新規の条例制定ということで上程させていただきたいと考えておりまして、今回その概要につきまして説明させていただきたいと思います。

本年1月、資料5になりますが、この計画を策定いたしております。これによりまして離島で一定条件以上の事業用資産を新設または増設した事業者は、国税であります法人税、所得税、それと道税であります不動産取得税、事業税の優遇措置を受けることができるようになりましたが、町税であります固定資産税につきましても優遇措置を受けることができるよう本条例を制定しようとするものであります。

それでは、条例案の内容につきまして、担当であります石垣のほうから説明をさせていただきます。

石垣主事 15:46～15:51

羽幌町離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する条例につきまして私から説明させていただきます。資料1、羽幌町離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する条例の概要をごらんください。

まず、1の目的ですが、これは第1条関係ですが、天売・焼尻地区の産業の発展及び定住促進を図るため、一定以上の事業用資産を新設または増設した製造業、旅館業、農林水産物等販売業及び情報サービス業等の事業者に係る固定資産税の課税免除に関して必要な事項を定めるため、本条例を制定しようとするものでございます。

2の対象要件、適用期間等、こちらは第1条及び第2条関係ですが、まず1つ目の対象となる特別償却設備につきまして、離島振興法第20条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第1条各号に規定する設備でありま

して、機械・装置、建物・附属設備、構築物に係る新增設ということになります。2つ目の特別償却設備新增設の適用期間につきましては平成31年1月2日から令和3年3月31日までとなり、3つ目の課税免除の対象となる固定資産は、特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地となります。4つ目の固定資産税の課税免除期間は、特別償却設備に対して最初の固定資産税を課すべきこととなる年度以降3カ年度となりまして、5つ目の対象業種、特別償却設備の取得価額につきましては、まず製造業と旅館業は、事業者の資本金が5,000万円以下でありますと特別償却設備の取得価額が500万円以上で対象となり、資本金が5,000万円を超え1億円までとなりますと取得価額が1,000万円以上、資本金が1億円を超えますと2,000万円以上で対象になるものであります。その下の農林水産物等販売業と情報サービス業等につきましては、資本金額に関係なく取得価額が一律500万円以上で対象になるものであります。

次のページ、裏面をごらんください。3の申請等、こちらは第3条関係ですが、課税免除の適用を受けようとする事業者につきましては、固定資産税の第1期納期限前14日までに申請いただき、申請内容に変更があった場合は速やかに変更内容を届け出てください。

4の課税免除の取り消しですが、(1)の取り消し要件、こちらは第4条関係になりますが、事業の廃止など課税免除の要件に該当しなくなったとき、それと偽りその他不正の行為により課税免除の適用を受けたとき、町税を滞納したとき、その他町長が課税免除を取り消す必要があると認めたときと規定するものでございます。なお、課税免除は3カ年度とさせていただきますが、附則第2条関係により課税免除の取り消しは5年間有効とさせていただきます。

以上で資料1、条例概要につきまして説明は終了ですが、附属している資料2につきましては、条例案を添付させていただきました。概要にて内容のほうを説明させていただきましたので、条例の朗読は省略させていただきます。

次に、資料3ですが、本条例に関係する法令一覧を添付させていただいております。

次、資料4ですが、本条例の施行規則案を添付させていただいております。こちらで様式等を定めております。

最後に、別で資料5の本年1月に策定いたしました離島の振興を促進するための羽幌町「天売島・焼尻島」における産業の振興に関する計画を添付させていただいております。ご確認ください。

以上で説明を終了させていただきます。

逢坂委員長 15:51

ありがとうございます。ただいま概要の説明を受けましたが、急な内容でございますのでなかなか難しいと思いますが、これから質疑等を受けたいと思いますので、よろし

くお願いします。何かございませんか。

－主な協議内容等（質疑）－ 15:52～15:54

磯野副委員長 資料5の離島の振興を促進するための産業の振興に関する計画ということで羽幌町で定めておりますが、これは羽幌町独自で、それとも道か何かで定めろと言われて定めたものなのか。

石垣主事 基本的には羽幌町独自の計画にはなっていますが、国のほうでも定めてということで通知は来ておりました。

逢坂委員長 そのほかにごございませんか。

阿部委員 他の補助制度と重複した場合は使えないとか、そういった問題というのはあるのでしょうか。

石垣主事 他の補助制度というのは、企業促進条例とかそういった部分ということでしょうか。基本的には助成金とかそういった部分では対象になるのかなど。固定資産税の課税免除の部分なので、助成金が当たったから固定資産税免除にならないよという話にはならないのかなと思っています。

逢坂委員長 ほかに何かございませんか。(なし。の声)なければこれで終了しますが、よろしいですね。それでは、本日の委員会はこれで全て終了いたします。ご苦労さまでございました。